



第108回

母親ペナルティー

※2023年3月の毎日新聞記事を元にした文章です。

校閲し、直すべきところを指摘してください。

計算すると当時14歳で
さかのぼりすぎ？

1 / 2

育休は取れなかった。

千葉県松戸市の会社員、陽子さん（仮名、48歳）は大手住宅メーカーに入社して3年目、子供を授かった。上司に言われた。「育児休暇制度はあるけど、実際に取った例はまだないよ」。陽子さんは退社を選ばざるを得なかった。今から34年前の話だ。

社会学では、子供がいることに伴って母親の賃金が低下する現象を「母親ペナルティー（Motherhood Penalty）」と呼ぶ。

陽子さんは1997年、建築学科を卒業した。当時は就職氷河期。就職活動では、同じ学科の男性には企業から案内はがきが来ても、自分には届かないことがあった。

午後⑦

入社しても、女性新入社員は、オフィスの灰皿を集めて洗うことが仕事の一つ。総合職も一般職も関係なかった。

家を造る仕事はやりがいがあり、楽しかった。でも、妊娠で身動きが取れなくなった。

毎日1時まで働きすぎめだった。つわりもきつい。

「辞めるしかないのか」。他に選択肢はないと感じた。

「会社の皆さんに迷惑をかけると思ったし、周りに相談できる人もいなくて、苦しかったですね」

「いいお母さんになりたい」と「おしゃれな住宅を造る仕事したい」の板挟みの末の決断だった。

でも、それから、ずっと胸の奥に劣等感のようなものがくぶすっ

だ。

2000年1月、長女を産んだ。

逆子で帝王切開、それに未熟児だった。気にする必要はない。でも、

陽子さんは自分を攻めた。「もっ

と体調管理をしておけば良かった」

慣れない家事にも戸惑い、育児

ノイローゼ気味だった。

遅く帰宅してきた夫に、愚痴を

こぼす日々が続いた。夫は言った。

「このままでは良くない。外に出

て、知り合いや友達を作った方が

いい」

10カ月の娘を日中、保育園に預

け、別の住宅メーカーでCAD(コ

ンピューター利用設計システムオ

ペレーター)として働き始めた。

派遣社員だった。

月収は手取りで13万〜15万円。

保育料が6万円かった。新卒で

正社員だった時は年収で380万

円ほど。収入は大きく下がった。

これが「母の罰」なのか。子供

が熱を出せば、会社を休まなけれ

ばいけない。資格もなく、実務経

験も浅い。陽子さんは、転職先を

② 予定より早く生まれた
って？

選べるような立場ではないことを
思い知らされた。「働くモチベ
ションを保つのがすごいきつかつ
た」

日本における「母親ペナルティ

」について研究している竹内麻

貴・山形大助教授(家族社会学)

が行った社会調査データの分析に

よると、子供が1人いる女性労働

者は約4%、子供2人の場合は約

12%、子供がいない女性よりも賃

金が低いことが確認されている。

「母親ペナルティ」が起きる

のは、キャリアが中断され、技術

や知識を蓄積できないことが大き

いという。妊娠・出産を機に退職

し、融通が利くパートや、正社員

でも時短勤務など育児と両立しや

すい環境を求めることが背景にあ

るという。

責

注

く